

【令和 8 年度事業】

公益財団法人木下記念事業団
学術研究活動助成事業申請要領

1 代表研究者の申請資格(規程第4条、内規第1条)

- ・ 貴学に在籍し、日本国籍を有する者
- ・ 令和 8 年 4 月 1 日現在で 45 歳未満の研究者
- ・ 大学等の長の推薦を受けた者

2 助成対象事業(規程第 3 条関係)

助成の対象は、次の各号に該当する大学等における研究又は事業とする。

- (1)自然科学系、社会科学系及び人文学系の基礎的分野の研究
- (2)日本人研究者による6ヶ月以上の海外における研究に関する事業
- (3)その他審査委員会が特に必要と認めた研究又は事業

3 助成事業規模(規程第 5 条関係)

- (1)助成金額 : 大学ごとに 500 万円以下
- (2)申請件数 : 各大学等 1 件
- (3)間接経費 : 助成金額の 10%以下とし、助成金額に含まれます。

4 申請手続き・提出書類

(1)学術研究活動助成事業申請書

弊事業団ホームページの【情報公開】から申請書をダウンロードしてください。

様式の変更がありますのでダウンロードは 9 月 25 日以降にお願いします。

(2)個人情報の取扱いに関する承諾書

5 申請締切日

令和 7 年 11 月 20 日(木)

6 採用決定通知

令和 8 年 3 月下旬～4 月上旬

採用後に実施計画や助成金の使途変更等の重要な変更が生じた場合は、規程第 14 条に基づき、理事長の承認を受けなければなりません。

7 助成金の支給

採用手続きが終了次第、大学法人が管理する金融機関の口座へ振込みます。

8 申請書送付先

〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-2-14

公益財団法人木下記念事業団 事務局 皆渡宛

公益財団法人木下記念事業団 事務局
学術研究担当:皆渡(みなわたり)

〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-2-14

電話 078-351-1010 FAX078-351-1017

E-Mail kinosita01@k-zaidan.or.jp